

知っていますか？補助金制度

地方公共団体や民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、平成22年度より地籍整備推進調査費補助金を創設しました。また、平成25年度から国が民間事業者等による調査・測量に対して直接補助できるよう制度を拡充しました。

補助金制度

Q 地籍整備推進調査費補助金制度ってなに？

※19条5項指定
土地に関する様々な調査・測量の成果が、地籍調査と同等以上の精度または正確さを有する場合に、地籍調査の成果と同様に取り扱う事ができるよう、当該成果を国が指定する制度です。この国が指定する根拠が国土調査法第19条第5項であることから、「19条5項指定」と呼んでいます。

■指定を受けると？
指定を受けた地図を、不動産登記法第14条第1項地図(土地の正確な位置、形状を表した地図)として備え付けるために国土交通大臣などから登記所に送付します。

A 19条5項指定申請を促進するため、地籍調査以外の調査・測量への補助金制度です。

事業主体

Q 誰でも申し込みできるの？

A 地籍調査以外の調査・測量をおこなう地方公共団体や民間事業者等が申し込みできます。

対象地域

Q どこで行う測量でもかまわないの？

A 人口集中地区、又は、都市計画区域で行う調査・測量が対象となります。ただし地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域は除きます。

面積要件

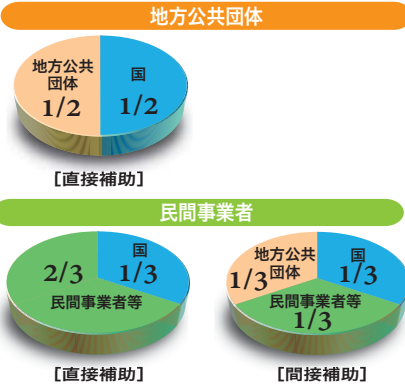
Q 大きさは関係あるの？

A 一地区あたり500㎡以上であることが必要です。

補助金額

Q 国の補助率はどのくらい？

A ◇地方公共団体 1/2以内(直接補助)
◇民間事業者等 1/3以内(直接補助)
◇民間事業者等 1/3以内(間接補助)
※ただし地方公共団体の補助する額の1/2が限度。(地方公共団体が補助制度を設けていることが必要です。)



補助対象経費

Q 補助の対象となる経費ってどんなものがあるの？

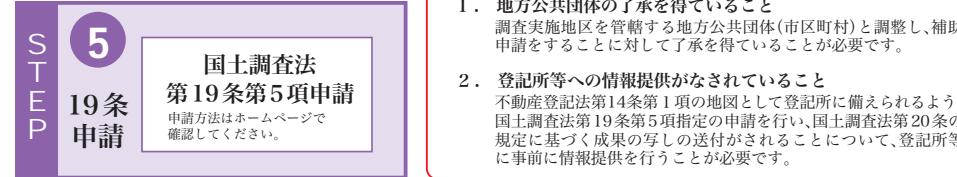
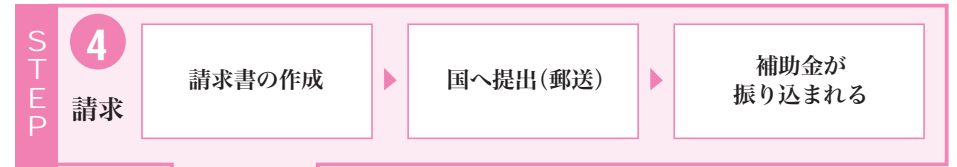
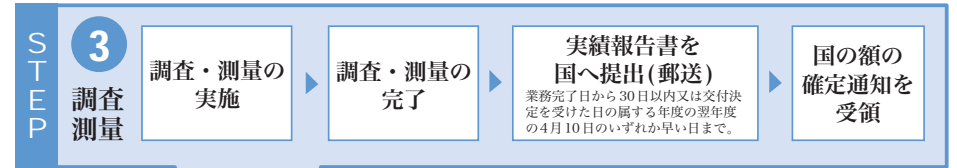
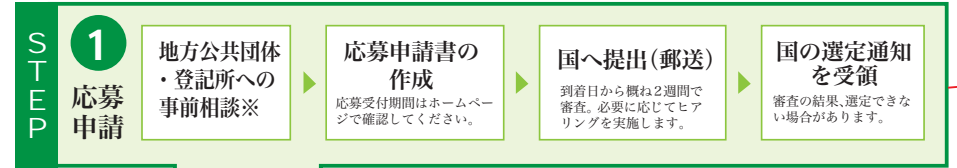
A 19条5項の指定申請等による地籍情報の整備に必要な以下の経費で、その行為が交付決定後に行われ、その年度中に行われている場合に限ります。

調査計画作成 専門家による検討に要する費用等 (限度額) 地区当たり20万円	既存資料等収集・整理 境界査定図等の既存境界資料の収集に要する費用等	現況調査 現況地物の測量に必要な基準点の設置に要する費用等 (限度額) 地区当たり500万円+100万円/hax面積	境界確認 現地調査や現地立会に要する費用等	予備調査 作成した成果図等の精度検証に要する費用等	成果作成 測量成果のとりまとめ、19条5項指定申請資料作成に要する費用等 (限度額) 地区当たり30万円
---	--	---	-------------------------------------	---	---

民間事業者の直接補助の例
民間事業者が1haの土地の「現況調査」を国に直接補助申請した場合、補助対象経費の限度額は500万円+100万円×1ha=600万円となる。国の民間事業者に対する補助率は1/3なので、600万円×1/3=200万円が国の補助金の限度額となる。

補助金を受けとるまでの流れ

- 民間事業者等の直接補助申請 ①→②→③→④→⑤
- 民間事業者等の間接補助申請(申請する地方公共団体によって異なります)
- 地方公共団体の申請(STEP 2から) ②→③→④→⑤



※応募申請する前に、以下について地方公共団体・登記所へ事前相談し、相談結果を応募申請書に記載する必要があります。

- 地方公共団体の了承を得ていること
調査実施地区を管轄する地方公共団体(市区町村)と調整し、補助申請を行うことに対して了承を得ていることが必要です。
- 登記所等への情報提供がなされていること
不動産登記法第14条第1項の地図として登記所に備えられるよう、国土調査法第19条第5項指定の申請を行い、国土調査法第20条の規定に基づく成果の写しの送付がされることについて、登記所等に事前に情報提供を行うことが必要です。